

「緊急事態宣言」期間延長時の対応について（第4報）

政府による新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく全国への「緊急事態宣言」を受けて、関西エリア事業所の運営を変更させていただいておりますが、政府による期限延長の有無が不透明なこと、連休中の延長発表の場合、対応がスムーズに出来ないこと等の状況を考慮し、現段階で、5月10日（日）までの実施期間延長させていただきます。

今後もお客さま、関係の皆さまならびに弊社従業員の安全確保を最優先とし、対応をしておりますので、大変なご不便をお掛けいたしますが何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

■ショールーム

2020年5月10日（日）まで、閉館延長とさせていただきます。政府・自治体による緊急事態宣言期間が延長になった場合、あわせて閉館期間も延長させていただく予定です。

対象ショールーム

大阪エリア：大阪HDC、大阪、北摂、堺、枚方、岸和田

兵庫エリア：神戸HDC、神戸、姫路、豊岡

奈良エリア：奈良、平城京

京都エリア：京都南、京都御池、福知山

滋賀エリア：草津、彦根、水口

和歌山エリア：和歌山、田辺、新宮

※通常営業開始が不透明な中、お客さまへの混乱を避けるためにも、5月11日（月）以降の新規予約につきましては受付を停止いたしております。

※状況により期間、運営に変更がありましたら、都度お知らせします。

■支社、営業所

原則テレワークに切り替えており、可能な限り出勤者を縮小した営業を継続いたします。そのため対応にお時間をいただく場合がございますが、何卒ご理解のほど、宜しくお願い申し上げます。

※特にFAXは、確認が遅れる可能性がある為、メール等での連絡をお願いいたします。

■製品供給について

製品供給については継続していますが、非常事態宣言エリアの拡大に伴い工場・物流センターにおいて、出勤者数を可能な限り縮小して稼働いたしております。その影響により、全製品について、通常納期から1週間程度の遅れが発生しておりますので、早めのご発注を何卒よろしくお願い申し上げます。

以上